



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 監査公表

監査公表第13号	..... 1
監査公表第14号	..... 3

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第13号

平成29年3月1日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年6月13日

和歌山県監査委員 江 川 和 明  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 濱 口 太 史  
和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

### 1 公益社団法人和歌山県体育協会

監査実施年月日 平成29年1月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) スペシャルアスリートサポート事業費補助金において、交付決定前に購入した消耗品を補助の対象としていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) トップレベル・スポーツクラブ活性化支援事業費補助金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 補助対象経費でない登録料を対象経費として補助金の交付決定をしていた。</p> <p>イ 補助対象者でない名義の口座に補助金を支出していた。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 補助金実績報告の審査に当たり、複数人で内容を確認する等、審査体制を強化した。 また、当該補助金については、適正に返還処理を行った。</p> <p>(2) 次のとおり措置を講じた。</p> <p>ア 補助対象経費である大会参加料と、対象外の登録料を混同して補助金の交付決定をしていたため、平成28年度からは登録料を明確に補助対象外とし、対象経費の審査体制を強化した。 また、当該補助金については、適正に返還処理を行った。</p> <p>イ 当該補助金は適正に執行されていたが、同じ経理担当者が管理する、補助対象者とは別の名義の口座に補助金を支出していたものであり、補助対象者には事業ごとに個別に口座を作るように指導し、既に改善されている。 今後このようなことがないよう、審査を徹底していく。</p>

### 2 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 平成29年1月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項	注意事項

- (1) 診療費（附属病院本院患者負担分）の未収金については、平成27年度末で約1億1,438万円となっており、前年度末に比し約2,071万円減少している。  
今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。
- (2) 学生納付金の未収金については、平成28年12月時点で約27万円となっている。  
今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (3) 旅費事務において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。  
ア 旅費が発生しない旅行命令で、旅費を支給していた。  
イ 重複する旅行命令で、日当を二重に支給していた。  
ウ 支出事務を怠り、旅費を支給していなかった。  
エ 二重払を行い、戻入を行っていた。  
オ 旅行命令簿において、命令権者の決裁を受けていなかった。  
カ 夜間帰着の条件を満たさない旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていた。  
キ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかった。

- (1) 診療費（附属病院本院患者負担分）の未収金については、引き続き専任職員を2名配置し、随時、電話や文書督促、必要に応じ訪問による督促を行うとともに、一括支払が困難な患者に対しては分割相談に応じる等、債権の確実な回収に努めている。  
また、職員による回収が困難な未収金については、弁護士事務所に回収業務を委託し、対応している。  
さらに、患者支援センターや病棟との連携を密にし、患者の経済状況等を把握し、公費による救済制度や高額現物給付制度を紹介する等未収金の発生防止にも引き続き取り組んでいく。
- (2) 今回注意を受けた大学院生（退学者）に係る未収授業料については、再三にわたる文書及び電話による督促の結果、平成28年12月29日に全額納付済みとなった。
- (3) 誤った事務処理により生じた未支給及び過支給については、追給及び返納を行うとともに、適正な事務処理を徹底するため、旅行命令簿の記載事項及び支給要件を満たしているかどうかについての確認マニュアルを作成し、学内ホームページに掲載するとともに文書でも職員に周知徹底した。

3 和歌山県住宅供給公社

監査実施年月日 平成29年1月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 税務処理の認識誤りにより修正申告、納付を行っていた。 また、示談金の支出伝票において、消費税の取扱いを誤って支出していたので、併せて適正に処理されたい。</li> <li>(2) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。</li> <li>(3) 平成27年度における岸宮サニータウンでの宅地分譲の実績は、2件となっている。 今後、残り1区画の販売にも努められたい。</li> <li>(4) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成27年度末の収入未済額は、約1億999万円となっている。 引き続き、県（建築住宅課）及び徴収事務委託管理人と連携し未収金の縮減に努められたい。</li> </ul>	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支出伝票の消費税の区分について、非課税売上対応分の課税仕入れとして処理とすべきところを誤って課税売上対応分の課税仕入れとして処理したものであり、今後、伝票の作成時に十分確認するよう、職員に周知徹底した。 また、示談金の消費税の取扱いの誤りについては、平成29年3月31日に修正申告を行った。</li> <li>(2) 移管条件などの協議が整っている公共施設については、修繕後、順次和歌山市に移管を行っている。 今後も、粘り強く和歌山市に働きかけ、早期に公共施設を移管できるよう取り組んでいく。</li> <li>(3) 岸宮サニータウンの残り1区画については、引き続き早期の販売に向けて取り組んでいく。</li> <li>(4) 県営住宅使用料の未収金については、県、公社及び委託管理人の三者がそれぞれ役割を分担し、連携しながら収納に努めている。 引き続き「県営住宅家賃等滞納整理方針」に基づいた滞納整理を行い、今後も未収金の縮減に取り組んでいく。</li> </ul>

4 公益財団法人わかやま産業振興財団

監査実施年月日 平成29年1月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 設備貸与事業等に係る未収金については、平成27年度末で約1億8,409万円となっており、前年度末に比し約1,770万円減少したが、依然として多額である。 引き続き、未収金の回収に向け努力されたい。</p>	<p>注意事項 未収金の回収については、債務者はもとより連帯保証人やその相続人に対しても、より積極的かつ粘り強い交渉を行っていく。 時効の管理を適切に行い、案件によっては顧問弁護士等と対応を相談し、今後とも債権管理及び回収に努めていく。</p>

5 株式会社マリールームオオタ

(和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）)

監査実施年月日 平成29年1月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）に基づく物品の販売（自動販売機の設置等）に係る許可について、許可申請の内容と実際の設置状況に相違があったので、適正に処理されたい。 (2) 船舶保管施設の利用料金について、和歌山県マリーナ条例に定める額の範囲を超える利用区分等の設定があった。 また、承認を受けた利用料金区分より低額な区分で徴収していた事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 所管課に対する注意事項 指定管理者が管理を行っている和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）の船舶保管施設の利用料金について、和歌山県マリーナ条例に定める額の範囲を超える利用区分等の設定があった。 また、承認を受けた利用料金区分より低額な区分で徴収していた事例があったので、同条例に定める利用料金の承認を適正に行うとともに、適正な料金徴収を指定管理者に指導されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 実際の設置状況と申請内容が異なる事案について、許可申請をやり直させ、許可の内容を現状と合致したものとす等、適正に処理した。 (2) 船舶保管施設の利用料金について、和歌山県マリーナ条例に定める額の範囲を超える利用区分があった事例については、同条例に基づき再度利用料金設定の承認申請を行い、承認を受けた。 なお、承認を受けた利用料金区分より低額な区分で徴収していたとの指摘については、監査結果の報告を受理した後に改めて県と協議した結果、同条例第20条第5項の規定に基づき、利用料金を減額したものであり、適正な処理であったことが確認できた。 今後は、同条例に基づき、適正な処理を行っていることが明確になるよう、県と書面を取り交わすなど、事務手続の改善を図る。 (3) 船舶保管施設の利用料金について、和歌山県マリーナ条例に定める額の範囲を超える利用区分があった事例については、指定管理者から申請のあった利用料金を承認するとともに、適正な料金徴収と超過分を利用者に返還するよう指導した。 なお、承認を受けた利用料金区分より低額な区分で徴収していたとの指摘については、監査結果の報告を受理した後に改めて確認した結果、同条例第20条第5項の規定に基づき、利用料金を減額したものであり、適正な処理であった。 今後は、同条例に基づき、適正な処理が行われていることが明確になるよう、指定管理者と書面を取り交わすなどの措置を講じる。</p>

和歌山県監査公表第14号

平成29年4月11日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成29年6月13日

和歌山県監査委員 江 川 和 明  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 濱 口 太 史

- 1 包括外部監査の特定事件  
基金に関する財務事務について
- 2 包括外部監査の結果（意見）に基づく措置

監査結果（意見）	措置の内容
<p>第4 各基金についての詳細</p> <p><b>【3】 和歌山県福祉対策等基金（医務課所管分）</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 基金残高について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 積極的に基金を活用すべき 寄付金受領額に対し、事業への充当額が少ないため、基金残高が急増している状況であり、寄付金受領額の多くを基金に積み立てることは、上述した寄付者の意向に必ずしも従っているとはいえない。寄付者の意向に沿った事業計画を策定し、基金を積極的に活用すべきである。</p> <p><b>【3】 和歌山県福祉対策等基金（健康推進課所管分）</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 補助金申請者の金融資産と保険加入状況の確認について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 申請者の金融資産と保険加入状況について、預金通帳等により確認を行うべき 当基金は、経済的な理由でがん先進医療を受けられない県民を支援するという目的で個人による寄付が行われ、設置されたものである。当該寄付者の意向を受けて、上記の通り、要綱第2条において、保有資産の制限等を行っている。かかる趣旨からすれば、申請者の資産状況について、誓約書のみ確認では不十分であるといえることから、申請者の預金通帳等を申請時に確認することで申請者の資産状況について確認すべきである。また、申請者の保険加入状況についても、申請時に保険証券を確認することで確かめるべきである。</p> <p><b>【3】 和歌山県福祉対策等基金（財政課所管分）</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 基金残高について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 基金残高の適正な水準を踏まえ、積立・取崩の計画や条件を検討すべき 福祉分野においては、高齢化の影響もあり、将来更に支出の増加が見込まれているものの、その増加に対応して本基金残高が適正な水準であるかどうかについての検討が行われていない。基金残高の適正な水準を踏まえ、今後の積立・取崩の計画や条件を検討すべきである。</p> <p><b>【4】 和歌山県地域振興基金（地域政策課所管分）</b></p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 現地調査の実施結果について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査の結果を保管すべき 現地調査を行ったものについては、実際に現地に赴いて調査した内容が明確となる</p>	<p>寄付者の意図に沿った事業に積極的に活用していく。</p> <p>和歌山県がん先進医療支援事業補助金の補助要件については、申請手続前に、申請者又はその家族に口頭による説明を十分に行い、補助要件に該当するか否かの確認を行っている。 今後は、特に、申請者の資産状況や保険加入状況等についてより詳しく聞き取りを行い、それらの状況把握に努めるとともに、従前どおり、申請内容が事実と異なる場合には、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）第17条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消すこととなる旨を説明した上で、誓約書を徴し、制度を公正に運営していく。</p> <p>福祉分野においては、高齢化の影響もあり、今後更に支出の増加が見込まれているが、それに対応するための消費税増税が、平成31年10月に行われる予定である。平成29年度当初予算においては、本基金の大幅な取崩しを避けることができおり、消費税増税までは、現在の基金残高で対応できるものと考えている。 中期行財政経営プランや増税後の本県の財政状況を踏まえ、条件などを今後検討していく。</p> <p>現地調査の実施に当たっては、チェックリストを作成した上で、実施状況を確認する。</p>

よう、調査項目を列挙したチェックリストを用いて事業の実施状況を確認することや、現地の写真を入手して報告書に添付するなど、現地調査結果を適切に保管すべきである。

また現地調査を行っていないものに関しては、市町村の検査調書のみならず、どのような検査が行われたのかを確認するとともに、現地の写真等を受領するなど事業の実施状況を確認し、関連資料を適切に保管すべきである。

**【5】 和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金**

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金残高の適正性の確認について

③ 意見

i) 利用計画を作成し、計画的に基金を活用すべき

基金残高の適正性が十分に確認できていない場合、基金として積立てる必要のない資金が積立てられ、他の事業を使用できる資金が基金に拘束されることで、県が保有する資金が有効に活用されていない可能性が生じる。

基金残高が適正であることを示すため、起債の発行や補助金等の財源を考慮した上で今後の利用計画を作成し、不足している場合には計画的に積み立て、また過剰に積み立てられている場合には、条例で定められた整備経費への活用を十分検討する等、計画的かつ有効に基金を活用すべきである。

**【7】 和歌山県災害救助基金**

2. 監査の結果及び意見

(1) 救助物資の現物確認について

③ 意見

i) 定期的な救助物資の現物確認を実施すべき

救助物資の保有数量や賞味期限切れのものが無いかについて定期的な現物確認を実施しなければ、災害時に計画通りの物資供給ができなくなる可能性がある。

各振興局で作成している購入年度別（賞味期限別）の救助物資の台帳をもとに、定期的（例えば毎年度末）に現物確認を実施し、数量の実在性及び賞味期限切れのものが無いかについて、確認すべきである。

**【13】 和歌山県産業開発基金**

2. 監査の結果及び意見

(1) 要綱で規定されている事項の確認記録について

③ 意見

i) 要綱で規定されている事項の確認記録及び判断結果を記録として残すべき

県は、当該要綱の規定により奨励金を受ける者が、国、県又は市町村から当該要綱で規定する以外の優遇措置を受けているかどうかについて情報収集した結果を記録として残すべきである。また、他の優遇措置を講じていた場合は、奨励金の交付の必要性の有無及び金額を適切に決定した結果を記

また、現地の写真を事業主体から受領し、調査結果として保管する。

中期行財政経営プランにおける収支見通し（平成29～33年度）において、本基金を財源確保策として活用し、計画を立てた。

なお、具体的には、「和歌山県公共施設等総合管理計画」の趣旨にのっとり、平成29年度以降、施設の更新・修繕等の時期設定や所要額の積算などを行う。

また、本基金の充当を予定している総合庁舎のリニューアル工事について、「個別施設計画」を策定し、今後の基金利用計画を検討していく。

救助物資を保管している各振興局において、毎年度、現物確認を実施するとともに、その結果を福祉保健総務課へ報告することとする。

本奨励金以外の優遇措置の利用状況及び本奨励金の交付の決定に係る経過等について記録することとする。

- 録として残すべきである。
- (2) 立地協定書に関する変更報告について
- ③ 意見
- i) 立地協定書に関する重要な報告を受けた場合は書面等により記録を残すべき
- 立地協定書は、当該事業を行うに際して事業者と県が締結しているものであり、協定書と実際の事業計画との齟齬に関する報告は、奨励金の支給を判断するための重要な報告である。このため、重要な変更事項に関する報告事項については、書面等により記録を残すべきである。
- なお、本包括外部監査の過程において、上記立地協定書については既に修正が行われている。

立地協定書に係る重要な変更事項に関する報告事項があれば、書面等により記録することとする。

【14】 和歌山県企業立地促進資金貸付基金

2. 監査の結果及び意見

- (1) より活用しやすい制度設計について

③ 意見

- i) より活用しやすい制度に変更し、基金を有効に活用することを検討すべき
- 誘致企業にとって当該制度を利用するメリットがなければ、本基金の存在意義はなく、基金が有効に活用されているとは言えない。また、約8億円（預託金を除く）もの資金が基金として放置される状況は、県民が負担した税金が長期間にわたって有効活用されていない状況と言わざるを得ない。

貸付利率の見直し等、取扱金融機関と検討していく。

以上を踏まえ、貸付利率の見直し等により誘致企業が利用しやすい制度に変更する等、基金が有効に活用される仕組みを検討されたい。

【15】 和歌山県中山間ふるさと・水と土保全基金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 「水土里のむら機能創出支援事業」に係る業者選定について

③ 意見

- i) 1者からの見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式で複数の業者からの提案を募り、適切に選考したうえで、契約相手方を決定すべき

業者の選定は、プロポーザル方式により委託先の選定を行う。

これまで、委託先と事業の手法について改善を続け、前述の研究会報告書に取り上げられる事業に成長させた点は特筆すべきである。しかし、ワークショップ等の新たな手法がないか、また現状の契約金額が妥当かどうか、については他者からも提案を受け付けるべきであり、上記①に記載の理由をもって、他の事業者を排して随意契約とすることは適当とはいえない。

よって、様々な団体による提案を受け、新たな発想を取り入れることができるようにするため、1者見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式を導入し、より良い発想、手法を合理的な金額で提示する委託先を選定できるようにすることが望ましい。

【18】 青少年文庫基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金の目的と現状の利用状況について

③ 意見

i) 基金を有効に活用するため、基金を取崩して使用することを検討すべき

本基金は寄付者及びその遺族の意向に従い、現在は運用収入のみを財源とした事業を実施せざるを得ない状況である。しかし、効果的かつ効率的に基金を活用するため、寄付者の遺族の同意を得た上で、運用収入に加え基金自体の取崩しを行うことを検討すべきである。

なお、本包括外部監査によるヒアリングの後、県は遺族と交渉し、取崩しに関する同意が得られたことから、平成29年度から本基金の取崩しを行うとのことである。

寄付者の遺族の同意を得たので、平成29年度より利息分だけでなく定額を取り崩すこととし、今後は、より効果的かつ効率的に基金を活用していく。

【19】 和歌山県農業構造改革支援基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金の活用について

③ 意見

i) 基金のさらなる有効活用を行うとともに、県がより利用しやすい制度設計となるよう国への働きかけを行うべき

利用見込みの少ない多額の資金が基金に拘束されている場合、資金が有効に活用されているとは言い難い。本基金事業は、農地中間管理機構（和歌山県農業公社）への経費補助や、機構への農地集積に協力してくれた方への協力金の交付等、国の制度に基づいて基金事業を実施するものであるが、補助先である農地中間管理機構（和歌山県農業公社）と協議しながら、基金の目的達成が見込める事業を積極的に検討し、基金のさらなる有効活用を行うべきである。

また、国の制度設計の見直しに向けて、果樹産地の特性を考慮した制度設計となるよう、引き続き、同様の状況下にある他県と連携し、国に働きかけを実施していくことが望まれる。

果樹園の中間管理や業務委託先の拡大、PRの強化など農地中間管理事業の実績アップ及び基金の更なる有効活用につながる取組の実施について、農地中間管理機構と協議するとともに、機構集積協力金の見直しや担い手支援の充実など、果樹産地の実態を考慮した制度設計への見直しを国へ働きかける。

【20】 和歌山県中核産業人材確保強化基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付対象者の認定プロセスについて

③ 意見

i) 交付対象者の認定プロセスについて明確に基準を設定すべき

現状の交付対象者の認定プロセスにおいては、客観性のある採点基準が設定されておらず、採点官の主観により人材が選抜され、公平性に欠けていると判断される可能性がある。

このため、採点官の主観性を排除するとともに公平で制度の目的に沿った人材を交付対象者として認定できるよう、選抜方法の面接、書類審査、作文に関して、それぞれ採点基準及び配点等を明確に設定すべきである。

採点官の主観性を排除し、公平に交付対象者を認定するため、平成28年10月3日付けで、「和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還に係る助成金交付対象者の認定について」、「作文審査基準」及び「面接審査基準」を制定し、認定の手順並びに面接及び作文について審査方法、審査基準、審査項目及び配点を明確に設定した。

【21】 和歌山県土地開発基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金のあり方について

③ 意見

- i) 条例改正を含め新行財政改革プランとの整合性を検討すべき

本基金の目的は「土地の先行取得」と条例で定められているが、新行財政改革プランでは「県の保証債務を弁済する事態への臨時特例の備えとする余地があることから、引き続き残しておく必要がある」と県は主張している。

本基金を新行財政改革プランに沿った基金と位置付けるのであれば、本基金の条例改正を行う必要がある。

本基金により県の保証債務を弁済すべき事態が生じた場合には、条例改正を検討していく。

【22】 和歌山県地域環境保全基金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 地域環境保全基金の残高について

③ 意見

- i) 和歌山環境保全公社からの寄付金残高8億2千万円に関して、将来的な利用計画の検討を進め、基金が有効に活用できるように検討を行うべき

上述のとおり、和歌山環境保全公社からの寄付金残高8億2千万円については、現時点において具体的な利用計画を策定していない状況である。

県は、基金の設置目的に照らし、将来的な利用計画の検討を進め、基金を有効に活用すべきである。

和歌山環境保全公社からの寄付金残高8億2千万円に関して、他の環境保全関連施設整備への充当を検討することとした（中期行財政経営プランに記載）。

【24】 和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 更新投資計画の作成について

③ 意見

- i) 更新投資計画を策定し、基金を計画的に積立て・取崩しを行うべき

現状において、上屋施設の具体的な更新時期、事業費、財源が未定となっている。具体的な計画がないままに基金を積立て、取崩しを行うのではなく、財源を勘案して統廃合も視野にいれた施設の更新投資計画を作成し、具体的な更新時期、事業費、財源等を明確にして、基金の積立て・取崩しを行うべきである。

県営港湾施設管理特別会計中期経営計画（第四期）において、基金の利用計画を策定する。

【25】 和歌山下津港環境整備等基金

2. 監査の結果及び意見

- (1) 基金の利用計画について

③ 意見

- i) 基金の利用計画を作成すべき

現状、本基金は休眠状態となっており、今後の利用計画が策定されていない状況では、基金が有効に活用されているとは言えない。今後、どのように積立て、取崩していくか、基金の利用計画を策定し、基金を有効活用すべきである。

また、本基金は、今後数年は休眠状態が見込まれるため、県民へ状況を説明するために、基金の状況及び今度の利用計画を県営港湾施設管理特別会計の中期経営計画等で開示することが望ましい。

県営港湾施設管理特別会計中期経営計画（第四期）において、基金の利用計画を策定する。